

平成 27 年度第 6 回理事会議事録

日 時 平成 28 年 3 月 9 日 (水) 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>
張富士夫会長、監物永三、岡崎助一の各副会長、
泉正文専務理事、大野敬三常務理事、
有竹隆佐、石川恵一朗、市村仁、宇津木妙子、梅野哲雄、片野裕、勝田隆、
河内由博、坂本和彦、佐久間重光、竹田恆和、丹羽治夫、林辰男、平田竹男、
不老浩二、松井守、山下郁夫、ヨーコ ゼッターランドの各理事
<監事>
中村正彦、村田芳子の各監事

理事総数 28 名、うち出席 23 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

議事に先立ち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」から 5 年が経過し、犠牲となった方々のご冥福を祈り黙祷をささげた。

その後、定款第 34 条により、張会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号 平成 28 年度事業計画及び予算について (泉専務理事、河内事務局長)

平成 28 年度事業計画は、「Ⅰ. 事業方針」、「Ⅱ. 事業内容」及び「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

「Ⅰ. 事業方針」については、本会創立 100 周年を機に公表した「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」に謳う「スポーツの使命」の実現に向け、関係機関・団体と連携していく。

また、平成 25 年 6 月に策定した「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」の中で、今後のスポーツ推進の新たな基本理念として提示した、スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献していくという「スポーツ立国の実現」を目指し、諸課題の達成に向けて、各事業間の連携を図り、各種活動を積極的に推進する。

さらに、スポーツ現場における暴力行為等の根絶に向けた対応や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、関西ワールドマスターズゲームズ 2021 実施への協力・連携など積極的な取り組みを行う。

「Ⅱ. 事業内容」の「国民スポーツ推進事業」について、「1. スポーツイベント開催」では、国民体育大会、日本スポーツマスターズ、「体育の日」中央記念行事を、従前通り実施する計画とした。

3 行事の実施にあたっては、自然環境に配慮した大会運営を推進するなど、環境との共生を基盤とした持続可能な社会の構築に向けた取り組みを積極的に行うこととしている。

「2. 国際スポーツ交流推進」では、従前同様のアジア地区スポーツ交流を実施するとともに、国際スポーツ・フォー・オール協議会の運動に協力する。

「3.スポーツ少年団育成」では、スポーツ少年団の更なる発展を図るため各種講習会、大会等を実施するとともに、青少年層のスポーツ参加の促進を図り、子どもの体力向上に寄与する計画とした。

特に、各種講習会・研修会等を通して、スポーツ少年団指導者及び関係者に対し、資格取得の奨励をはじめ、スポーツ少年団活動における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行っていく。

「4.地域スポーツクラブ育成・支援」では、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013」に基づき、誰もが容易にスポーツに参加できる環境を整え、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援に取り組む。

「5.スポーツ指導者育成・活用促進」では、指導者養成及び研修を中心として、スポーツ指導者の資質向上に努め、その活用及び活動の促進を図る。さらに、各種講習会・研修会等を通して、公認スポーツ指導者及び関係者に対し、スポーツ指導における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行うとともに、女性アスリートの健康支援に関する啓発やコーチングスキルの獲得・向上を目指す。

「6.スポーツ医・科学推進」では、各種のスポーツ医・科学研究に取り組む他、ドーピング検査等を実施する際、日本アンチ・ドーピング機構及び加盟団体と協力・連携して継続実施するとともに、国民体育大会ドーピング検査とアンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進していく。

「7.広報活動推進」では、広報活動基本方針及び広報規程に基づき、積極的な広報活動を通して、本会のブランディング向上を目指す。

「8.社会貢献活動推進」では、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの積極的な実施を通じて、フェアプレー精神が周知・理解され、全国各地で、人々の相互尊敬や相互理解を推し進め、スポーツによる社会貢献活動の醸成に努める。

また、東日本大震災復興支援として、平成 23 年度から実施している「スポーツこころのプロジェクト」をはじめ、スポーツ少年団登録料の免除を引き続き実施し、併せて、第 71 回国民体育大会（岩手県）の冠称を「東日本大震災復興の架け橋」とする計画としている。

なお、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰、日本スポーツグランプリ顕彰及びスポーツにおける暴力行為等相談窓口の運営を従前同様、実施する。

「9.組織体制充実・強化」では、日本オリンピック委員会と共同で、平成 31 年春頃の竣工を目指し、新会館建設に向けた具体的な対応を執り進める。

収益事業としての「マーケティング事業」、「出版物等販売事業」については、計画のとおり各事業に取り組む。

「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」は、上記の事業の推進にあたり、本会内に設置した各委員会を中心に、事業の企画・立案、実施方法等の確立を図るとともに、事業の遂行に際しては、加盟団体、日本オリンピック委員会をはじめとする各体育・スポーツ関係団体や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等とも、より一層の連携を図ることとした。

また、国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、スポーツ振興資金財団を通して財界等へ本会の推進する諸活動の重要性について、より理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請することとした。

平成 28 年度予算については、「損益計算ベース」の予算書を提示し、次のとお

り説明。

「一般正味財産増減の部」の「経常増減の部 経常収益」について、「基本財産運用益」及び「特定資産運用益」では、近年の市場金利等の状況や運用実績を踏まえた減額、「事業収益」では、特に「審査認定料収入」、「協賛金収入」及び「広報出版収入」の減額とした。

また、「受取補助金等」は、各決定額または内定額及び要望額をもとに編成したものであるが、「スポーツ庁（文部科学省）委託金」で国体におけるオリンピック女子種目導入調査研究等の終了による減額、「スポーツ振興くじ助成金」における「総合型クラブ自立・マネジャー設置」の各支援対象クラブ数の減に伴う減額、「スポーツ安全協会委託金」は、「スポーツ外傷予防ガイドブック（仮称）の作成」を受託することによる新規計上、「ミズノスポーツ振興財団助成金」における指導者育成 50 周年記念行事終了に伴う減額、「ヨネックススポーツ振興財団助成金」は、「全国スポーツ少年団軟式野球交流大会」への交付が決定したことによる新規計上とした。

「受取負担金」は、「事業負担金収入」の国際交流や指導者養成講習会における実施団体負担金の減額、「受取寄付金」は、「一般寄付金」における近年の収入実績等を踏まえた減額とし、経常収入の合計は、平成 27 年度予算額に対し、3 億 3 百 31 万円減の 40 億 8 千 1 百 20 万 8 千円を計上した。

「経常増減の部 経常費用」は、去る 2 月に新会館の建設計画を公表したことから、現在の岸記念体育会館の減価償却期間を短縮する措置を講じる必要が生じたため、減価償却費について、平成 27 年度予算額に対し、2 億 8 百 89 万 9 千円増の 2 億 5 千 6 百 62 万 6 千円を計上したが、その他、各取り組みにおける費用の圧縮を図り、「経常費用」の合計としては、平成 27 年度予算額に対し 1 億 1 百 54 万 5 千円減の 42 億 9 千 4 百 41 万 8 千円を計上した。

これにより、「当期経常増減額」は、公益目的事業会計全体で 3 億 4 千 8 百 62 万 6 千円の減、収益事業等会計全体で 1 億 4 千 2 百 47 万 7 千円の増、法人会計全体で 7 百 6 万 1 千円の減となり、3 会計合計で平成 27 年度予算額に対し、2 億 1 百 76 万 5 千円減の 2 億 1 千 3 百 21 万円の減額を計上した。

従って、法人税、住民税及び事業税の 2 千 5 百万円を加えた「当期一般正味財産増減額」は、合計で 2 億 3 千 8 百 21 万円の減額を計上した。

また、「指定正味財産増減の部」は、増減なしとした。

以上のことから、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」の期末残高を合計した「正味財産期末残高」の合計額は、平成 27 年度予算額に対し 2 億 3 千 8 百 21 万円減の 32 億 8 千 47 万 4 千円を計上した。

さらに、短期借入金限度額について、総合型地域スポーツクラブ育成・支援関連の取り組みに係る費用の総額が、約 6 億円におよぶことなどから、平成 28 年度期中における対応資金の準備として、銀行短期借入金限度額を 6 億円としたい旨併せて説明。

以上、平成 28 年度事業計画及び予算並びに短期借入金限度額について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件は評議員会への付議事項であることから、来る 3 月 23 日開催の臨時評議員会に諮ることとした。

第2号 平成27年度臨時評議員会の開催について (河内事務局長)

3月23日(水)に開催する平成27年度臨時評議員会での議案は、「議事録署名人の選出」、「平成28年度事業計画及び予算」、「加盟団体規程の改定について」等としていること、今後、臨時評議員会開催までに、議案の追加などが生じた場合は、張会長に一任いただく旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第3号 事務局機構及び関連諸規程の変更について (河内事務局長)

事業推進の中核となる事務局体制の充実・強化を図るため、事務局機構及び関連諸規程の変更について、以下のとおり説明した。

事務局規程第2条及び第3条の事務局機構は、平成27年度から設置した「東京オリンピック・パラリンピック支援室」について、これまで2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援業務の他、2021年に関西広域圏で開催する関西ワールドマスタースゲームズ2021の支援業務を行っていることから、「東京オリンピック・パラリンピック等支援室」に名称を変更する。

また、会務のより効率的な業務推進のため、総務部に、新たに「企画調整課」を設置する。

さらに、地域スポーツ推進部については、現在の「クラブ支援課」を「クラブ育成課」に統合し、地域スポーツクラブに係る業務を効率的に推進することとした。

所管業務については、第4条の総務課における所管業務に、新たに「新会館建設に係る事項」を追加する。

第5条に新たに設置する「企画調整課」の所管業務を追加し、従前、総務課が所管していた業務のうち、総合企画委員会及び企画部会で取り組むスポーツ推進方策の企画立案、本会の加盟に関する事項、叙勲・褒章をはじめとする栄典などに関する事項、秩父宮記念スポーツ医・科学賞に関する事項を中心に所管する。

第11条では、育成課の所管業務において、公認スポーツ指導者の育成に関連する連絡調整先として文部科学省と記載していたものを、スポーツ基本法に定める表現に準じ、国と修正する。

第14条では、従前のクラブ支援課の業務をクラブ育成課の所管業務として追加し、クラブ支援課の所管業務に関する条文を削除する。

第16条は、東京オリンピック・パラリンピック等支援室へ名称変更することとした。

この他、施行日は、平成28年4月1日付とすることを資料に基づき説明し、これらを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第4号 加盟団体規程及び加盟申請審査要項の改定について (泉専務理事)

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第18条において、公益財団法人の会員が支払う会費については、その使用目的を規程上明確にしていないう場合、公益目的事業会計に計上しなければならない旨の定めがあるため、本会は平成23年4月1日に公益財団法人に移行して以降、加盟団体分担金については、公益目的事業会計にて計上してきた。

一般的に、会員が支払った会費について、その会員を統轄する法人や団体における管理・運営費に充てられることは本来妥当であると考えられ、これまでの会計処理の経緯を踏まえると、公益財団法人移行の際に、規程上に「法人会計」にて計上する旨を明記する必要がある。

以上のことから、加盟団体分担金の計上については、資料記載のとおり、本来の使用目的にかなう「法人会計」とすることとし、加盟団体規程第 16 条第 2 項に「法人会計に計上する」旨を明記することを説明。

併せて、加盟申請審査要項について、加盟に関する手続き及び加盟団体規程の適応する条文に整合していない箇所が確認されたことから、資料に基づき改定内容を説明し、その旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、加盟団体規程の改定については評議員会への付議事項であることから、来る 3 月 23 日開催の臨時評議員会に諮ることとした。

第 5 号 特定個人情報基本方針及び規程の制定について (勝田理事)

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」が施行され、マイナンバーやマイナンバーを含む個人情報、特定個人情報を利用した税・社会保障にかかわる事務を行っている事業者は、法令等に基づき適切に対応する必要があるため、特定個人情報を取り扱うにあたっての特定個人情報基本方針及び特定個人情報取扱規程の制定について、以下のとおり説明した。

特定個人情報基本方針については、本会が特定個人情報を取り扱うにあたっての基本方針を社会に示すもので、法令等の遵守、法律に基づく安全管理措置の実施、問合せの窓口の 3 項目を設けた。

特定個人情報取扱規程については、第 1 章総則では、目的、用語の定義、事務の範囲、特定個人情報の範囲等について、第 2 章安全管理措置では、体制等の組織的・人的な対応、保管場所の機器の配置やセキュリティ等の物理的な対応、サーバー等管理システムのアクセス制限等技術的な対応について、第 3 章特定個人情報の取得、利用等では、特定個人情報の取得、利用、保管、提供制限、開示、訂正、利用停止、廃棄・削除、これらの取り扱いを委託する際の手続き等に関して方法を定めている。

また、第 4 章雑則では、本規程が取り扱い情報の性質上、個人情報保護に関する規程の他、その他の規程と矛盾抵触する場合は、本規程に定められた条文が優先されることや、本規程の改廃について本理事会において決議する旨を定めている。

この他、施行日は平成 28 年 3 月 9 日とすることを資料に基づき説明し、これらを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

報告事項

1. 会務関係

(1)新会館建設について (岡崎副会長)

新会館建設については、去る 2 月 2 日に館内団体、加盟団体、記者クラブ加盟社に対し、岸記念体育会館を神宮外苑地区に移転する計画を公表した旨を報告。報告に続き、当日の概要について「岸記念体育会館の建替えの背景」、「新会館建設にあたっての基本構想」、「新会館の計画概要」、「今後のスケジュール」について資料に基づき説明。

併せて、新会館建設委員会の委員及び規程についても報告。

(2)2015 年度ミズノスポーツメントール賞について (泉専務理事)

優秀なスポーツ指導者を顕彰するため、平成 2 年にミズノスポーツ振興財団の尽力により制定された本賞は、日本体育協会及び日本オリンピック委員会が共催者

となり、今回で 26 回目を迎える。本会から推薦した 6 名（スポーツメントール賞シルバー1 名、スポーツメントール賞 5 名）が優秀指導者として選考され、表彰式が来る 4 月 22 日にグランドプリンスホテル新高輪にて行われる旨を報告。

2. 国民体育大会関係

(1)第 71 回国民体育大会冬季大会の終了について

(林理事)

スケート・アイスホッケー競技会は、去る 1 月 27 日から 31 日までの 5 日間、岩手県盛岡市、花巻市、二戸市で開催された。岩手県での開催は、平成 10 年の第 53 回大会以来、9 回目であり、44 都道府県から選手・監督 1,355 名、本部役員 321 名の合計 1,676 名が参加した。競技成績は資料のとおり、スケート競技会では男女総合成績において長野県が 11 年ぶり 4 回目の優勝を、女子総合成績においても、4 年ぶり 15 回目の優勝を果たした。

また、アイスホッケー競技においては、北海道と栃木県が同点で総合優勝を果たした。北海道は 2 年連続 31 回目、栃木県は 2 年ぶり 3 回目の優勝となった。

スキー競技会は、2 月 20 日から 23 日までの 4 日間、岩手県八幡平市で開催された。岩手県での開催は、平成 17 年の第 60 回大会以来、4 回目であり、47 都道府県から選手・監督 1,470 名、本部役員 324 名の合計 1,794 名が参加した。

競技成績は資料のとおり、男女総合成績は、北海道が 2 年ぶり 57 回目、女子総合成績は、長野県が 2 年連続 14 回目の優勝を果たした。

各競技会には、ソチ大会をはじめとしたオリンピック競技大会の代表経験者のほか、各年代の国際大会への出場経験者など、平昌オリンピック大会での活躍が期待されるアスリートが多数参加し、成功裡に終了した。

また、岩手県ではデモンストレーション・スポーツとして、カーリング、スノーシューハキング、ミニバイアスロンの 3 競技、イベント事業としてスノーボード競技が実施され、地元の方々が冬季競技に親しむ機会となった。

なお、冬季大会におけるドーピング検査は、競技会検査を 36 検体実施したが、陽性が疑われる事例はなかった。

冬季大会における企業協賛については、本大会と合わせた協賛となっており、岩手県と共同で実施しており、「国体パートナー」として、本会国民スポーツ推進キャンペーン協賛 6 社のほか、地元岩手県の 3 社から協賛いただいた。

また、スキークロスカントリー種目のゼッケンスポンサーとして 1 社に協賛いただいた旨を報告。

(2)国民体育大会第 3 期（平成 35 年・第 78 回大会～平成 38 年・第 81 回大会）実施競技選定に関する取り組みについて

(林理事)

国体の実施競技については、これまで、未実施競技に対しても、国体参加の門戸を広げるとともに、とりわけ正式競技に関しては、社会情勢及びスポーツ界の動向や、一連の国体改革の取組み・方向性を踏まえながら、4 年毎に実施競技の選定を行ってきた。

第 3 期の実施競技選定については、平成 25 年に本会が策定した「21 世紀の国体像-国体ムーブメントの推進-」に謳われている「郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ大会」、「スポーツの文化的価値への認識を高める大会」、「将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会」としてふさわしい競技

を選定すべく、検討している。

現在、国体委員会のもとに「第3期実施競技選定ワーキンググループ」を設置し、平成35年の第78回大会（佐賀県）から平成38年の第81回大会（宮崎県）までの4大会における実施競技の選定作業を取り進めているところである。

国体の実施競技については、「正式競技」、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」、「その他」に区分することとし、併せて、「正式競技」の実施は、1大会あたり40競技とすることとした。

また、実施競技の選定にあたっては、第1期及び第2期選定の考え方を踏襲し、「国内外における競技の普及状況」や「ジュニア及び女子競技者の発掘・育成・強化に係る取組み状況」などを総合的に評価することとしている旨を報告。

資料に基づき、第3期実施競技選定における選定基準（案）について、「正式競技の基礎的条件」「評価方法及び評価項目」を説明。

併せて、本年4月に本会加盟団体等に対する書面調査の実施し、その後、評価のための資料収集を進め、7月からは各団体に対するヒアリング調査を順次実施する予定であり、来年3月を目途に選定結果を取りまとめ、平成29年度第1回理事会において実施競技を決定する予定であることも併せて報告。

3. スポーツ指導者育成関係

公認スポーツ指導者養成団体及び資格の追加について

（監物副会長）

公認スポーツ指導者養成団体として、平成25年3月に本会加盟競技団体となった日本ドッジボール協会において、公認ドッジボール指導員の養成を平成28年度から新たに開始することとなった。

また、公認スポーツ指導者養成資格の追加については、日本アメリカンフットボール協会において、平成22年度から養成を開始した公認アメリカンフットボール指導員に加え、今後の同競技の普及・強化と一層の安全性の確保、さらには指導員資格の上位資格でより競技レベルのお高い指導を行うコーチ資格の養成が求められてきたことから、新たに公認アメリカンフットボールコーチの養成を平成28年度から開始することとなった旨を説明。

4. 国際交流関係

第14回日韓青少年冬季スポーツ交流の終了について

（有竹理事）

韓国団の受入については、1月11日から17日までの7日間、4競技140名の韓国代表団が来日し、雪上競技は長野県、氷上競技は青森県で受入を行い、長野県体育協会、青森県体育協会及び関係競技団体の協力により、成功裏に交流が行われた旨を報告。

日本団の派遣については、去る2月13日から19日までの7日間、不老理事を団長に、4競技151名の日本代表団を韓国に派遣し、雪上競技を2018年に冬季オリンピック競技大会が開催される江原道、氷上競技をソウル特別市において実施し、スポーツを通じて交流を深めた。

報告に引き続き、派遣団団長不老理事から、競技会を通じて、団員が国を代表することの責任を実感するとともに、両国の相互理解を図ることができたとの感想が述べられた。

5. スポーツ少年団育成関係

スポーツ少年団登録者の処分について

(大野常務理事)

徳島県スポーツ少年団では、同県で軟式野球を行っているスポーツ少年団の練習中に、指導者が団員に対し、不適切な指導や活動を行ったことから、「スポーツ少年団登録者処分基準」に基づき当該者に対して、平成 27 年 12 月 17 日付けで、登録取消し、3 年間の再登録禁止の処分とした旨を報告。

なお、既に当該者からスポーツ少年団登録の辞退届けが提出されていること、当該者が再登録禁止期間後に再びスポーツ少年団で活動を行う場合には再教育プログラムを課すこととしている旨を併せて報告。

【有竹理事】

空手道競技のスポーツ少年団指導者のうち、日本体育協会公認スポーツ指導者資格を保有していない者が、スポーツ少年団での指導において、時として不適切な指導を行っている事案がみられる。この点に関し、空手道競技全体として、競技を指導する者の資質を担保するための策を講じなければと考えているが、スポーツ少年団としてもそのような実態があるということ、承知いただきたい。

【大野常務理事】

このような事態は、空手道競技に限ったことではないかもしれない。今後確認の必要性があると思われる。

現実の問題が起こった場合は、スポーツ少年団においても、公認スポーツ指導者においても、それぞれの処分基準に基づき厳格に取り扱われている。

6. 生涯スポーツ推進関係

生涯スポーツ・体力づくり全国会議 2016 の終了について

(大野常務理事)

スポーツ庁をはじめとする 8 団体と開催県が主催している生涯スポーツ・体力づくり全国会議は、去る 2 月 5 日、「スポーツ立国の実現」に向け、今後、スポーツ庁が目指すべき姿やスポーツ庁に期待することなどについて協議を行うため、「スポーツ立国の実現に向けて～スポーツ庁の設置を契機として～」を全体テーマに、福島県郡山市内のホテルを会場として、全国各地から 1,006 名の参加を得て開催した。

全体会では、スポーツ庁鈴木大地長官による「スポーツ庁のビジョン」をテーマとした基調講演、「スポーツ庁に期待すること」をテーマとして、コーディネーターに神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授の山口泰雄氏、パネリストに筑波大学大学院人間総合科学研究科教授の久野譜也氏、和歌山県上富田町長の小出隆道氏、イオンリテール株式会社スポーツ&レジャー事業部長の渡邊守成氏の 4 者によるシンポジウムを開催した。

また、大学関係者をはじめとする有識者による 5 つの分科会では、それぞれのテーマに沿った事例を発表し、活発な意見交換が行われるなど成功裏に終了した旨を報告。

本会は、『『スポーツの価値』について考える』をテーマとする第 1 分科会を担当し、筑波大学大学院人間総合科学研究科教授の菊幸一氏をコーディネーターとし、我が国のスポーツ政策におけるスポーツの価値の特徴と課題に関して立命館大学中西純司教授、地域スポーツの現場が考えるスポーツの価値に関して NPO 法人クラブおおづ斎藤陽子ゼネラルマネジャー、子どもの発育・発達とスポーツの関係から

みたスポーツの価値に関して本会スポーツ科学研究室森丘保典室長代理に参画いただき、参加者との活発なディスカッションが行われた旨を併せて報告。

7. 東京オリンピック・パラリンピック支援関係

東京 2020 アクション&レガシープラン 2016 中間報告について (岡崎副会長)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下、組織委員会)では、昨年 2 月 27 日に国際オリンピック委員会 (IOC)、国際パラリンピック委員会 (IPC) に提出した大会開催基本計画をもとに、開催準備に取り組んでいる。

大会開催基本計画には、大会が日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残していくため、組織委員会のみならず、本会をはじめとした多様なステークホルダーが連携して、「オールジャパン」体制で様々なアクションに取り組んでいかなければならないことが記載されている。

そのため、組織委員会では、具体的なアクションと、2020 年以降のレガシーを「アクション&レガシープラン」として平成 28 年夏頃に取りまとめることとしており、去る 1 月 25 日、「東京 2020 アクション&レガシープラン 2016 中間報告」が公表された旨を報告。

プランの検討にあたり、オールジャパンでの取り組みとして、東京都、政府、経済界、スポーツ界等の関係団体との連携を図り、「スポーツ・健康」、「街づくり・持続可能性」、「文化・教育」、「経済・テクノロジー」、「復興・オールジャパン・世界への発信」を 5 本の柱として、組織委員会内に、専門委員会と実務レベルで具体的なアクションを検討・提案する実務検討会議を設置し検討を進めており、本会もスポーツ・健康分野における実務検討会議に参画している旨も報告。併せて、本会が参画する同分野における「基本的な考え方」、「残すべきレガシー」について概要を説明。

また、今後のスケジュールについては、リオオリンピック・パラリンピック大会前の公表に向け、アクションの具現化等に向けた検討を行い、PR 活動を通じて全国へプランを波及させるなどに取り組む予定となっており、リオオリンピック・パラリンピック大会後には、関係団体がそれぞれアクションを実施しながら、2020 年まで毎年、アクションの実施状況を踏まえたプランの見直しを行ってこととなっている旨を説明。

最後に、役員に対し、中間報告について意見・要望等がある場合は、事務局まで連絡いただき、本会にて取りまとめ組織委員会に提案する旨を説明。

その他

(1)東日本大震災復興支援にかかわる冠名称等の付与について (河内事務局長)

東日本大震災の発生から 5 年が経過したが、これまで本会では、震災からの復興を祈念し、被災された地域を支援するため、「日本体育協会及び加盟団体等諸事業における冠等の付与」を行っており、「冠名称」を「東日本大震災復興支援」、「副題及びキャッチフレーズ」は「とどけよう スポーツの力を東北へ!」とし、本会諸事業の開催要項、大会プログラム、会場看板等作成物、報告書等々に明記するとともに、加盟団体に対しても協力を依頼してきた。

東日本大震災復興支援に関する平成 28 年度の取り組みとしては、「スポーツこころのプロジェクト」及び「スポーツ少年団登録料の免除」を継続実施する予定である。

また、国民体育大会については、第 71 回国体開催地である岩手県からの要望もあり、同大会が復興のシンボルとなり、復興とその先の明るい未来への架け橋となる願いを込め、冠名称が「東日本大震災復興の架け橋」と設定されている。

このような状況に鑑み、これまで実施してきた冠名称等の付与の推奨については、平成 27 年度末までとする旨を説明。

なお、国民体育大会や日本スポーツマスターズの開催にあたり、東日本大震災復興支援にかかわる冠名称等の付与について、当該開催県等から要望があった場合は、開催県等の意向を確認した上で、対応を判断する旨を説明。

(2)会議日程について

(河内事務局長)

平成 27 年度臨時評議員会を 3 月 23 日（水）14 時からグランドプリンスホテル新高輪で開催すること、評議員会終了後、秩父宮記念スポーツ医・科学賞表彰式及び受賞祝賀会を開催することについて確認した。

以上の諸報告をいずれも了承後、15 時 44 分に閉会。